

続 税務調査の実例

30 選定理由と展開

國學院大學大学院教授・税理士

小宮山 隆 著

## はじめに

この書は、国税庁長官から正規の手続により提供いただいた「税務調査の実例」の全文をそのまま紹介し、次にその実例ごとに、「誠実な納税者目線」（悪質な納税者のほか、ときには税務署や税理士などをも批判する目線）に立ち、また私の税務職員経験を踏まえ、主に次のことを意識しつつ解説するよう努めた実務書である。

- (1) 税務署が調査対象に選定した「理由」や調査の「ねらい」に触れ、また採られた「調査方法」や「調査展開（進攻）の仕方」、そして「調査結果の処理（通報）」などにも触れる。
- (2) 調査対象者（個人・法人）が所得隠し（脱税）等を行った「動機・意図」や「手口」に触れ、また「調査中に取った行動」や「所得隠しの悪影響」などにも触れる。
- (3) 関与税理士などの職業会計人が調査に際して採るべき「対応の在り方」や「税理士が応えるべき納税者の期待」に触れ、また日頃の「研鑽（研究）の重要性」などにも触れる。

国税庁長官から提供いただいた税務調査の実例は、いわば“新鮮で味の濃い実例”である。日々淡々と行われている当たり前の税務調査のうち、特に調査事績が優れているとして税務署部内において紹介された調査実例そのものである。つまり、訴訟（裁判）になったような特別の実例ではなく、また新聞報道されたものでもなく、税務職員が参考にするよう回覧された実例であり、より生臭い実例である。

このような税務調査の実例そのものについて、税務執行面や、誠実な納税者目線から独自に解説している点が、本書の最大の特徴であり、他の実務書には見られない特徴である。

本書の構成は、第1部で「税務調査の実例30」について解説し、第2部で第1部の理解がより一層深まるよう「知っておきたい『税務調査の基礎知識』」について解説している。

なお、第1部は、旬刊「税務会計」（発行：税務経営研究会。編集：タックス・コム）に連載した「税務調査の実例」で取り上げた実例の中から新たに30実例を抽出し、大幅に加筆している。また、第2部は前著（小宮山隆著「税務調査の実例40」、法令出版、平成27年1月）をベースにして書き換えをした。

本書の出版に当たり、法令出版(株)の代表取締役の鎌田順雄氏の格別なるご高配と、(株)タックス・コムの代表取締役の浅野宗玄氏のご協力をいただいた。深く感謝申し上げたい。また、今回はいささか情熱をこめながら執筆する私を温かく見守ってくれた妻ら家族にも感謝申し上げたい。

長年にわたる税務職員経験で育ませていただいたことを基礎に、平成22年4月から國學院大学経済学部教授として、講義をする機会を得られた。平成28年4月から國學院大学大学院客員教授として専ら大学院生（税理士コース）に法人所得・個人所得「税務会計」の講義をしながら、「公正な税制」（制度面）の構築についても触れている。

再び、出版の機会を得られたので、税務調査の新たな実例30編を題材に、改めて「公正な執行」（執行面）について解説し、これを通じて広く社会に、税務調査の必要性や重要性を発信したい。また、申告納税制度においては税務調査を実施することが必要不可欠である、との思いを込めこの書を完成した。本書が、「公正な執行」の実現と、税務署（行政と運営）に対する国民・納税者の信頼の向上に寄与することができるよう願っている。

平成29年2月

小宮山 隆

# 目次

## 第1部 税務調査の実例30

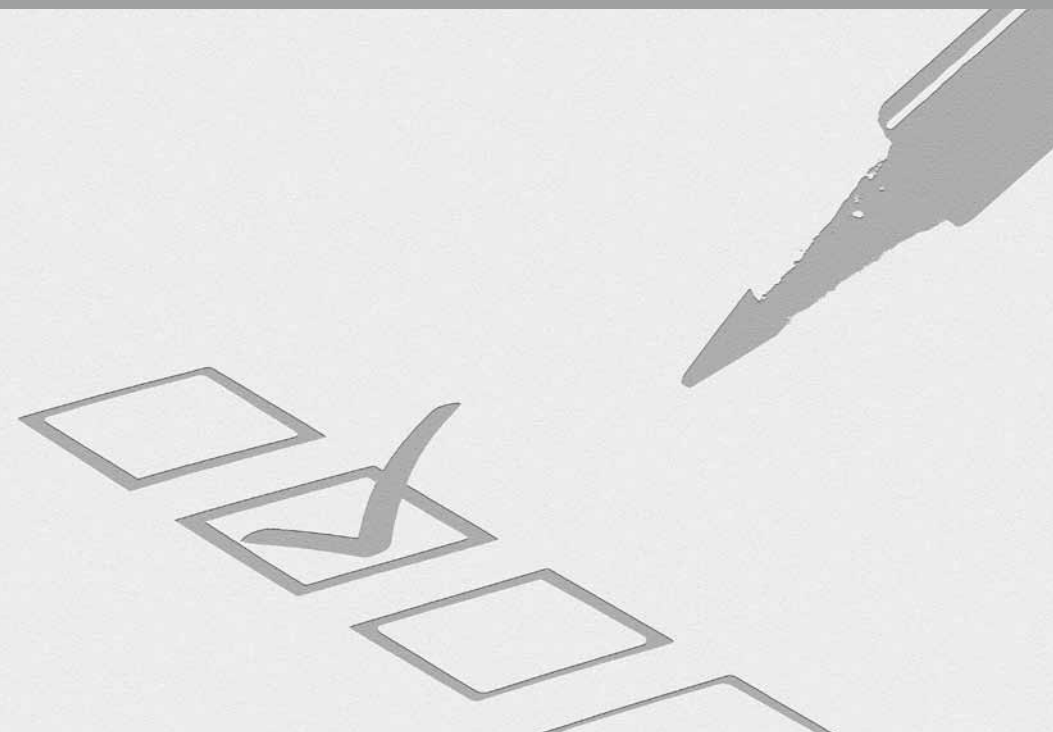
- 1 法人税・消費税調査の実例8 ..... 4
- 2 所得税・消費税調査の実例8 ..... 54
- 3 相続税調査の実例8 ..... 104
- 4 源泉所得税調査の実例4 ..... 154
- 5 印紙税調査・滞納処分の実例2 ..... 178

## 第2部 知っておきたい「税務調査の基礎知識」

- 1. 税務調査が行われる理由(税務調査の必要性) ..... 192
- 2. 税務調査の流れ ..... 196
- 3. 税務調査の種類 ..... 204
- 4. 納税者側から見た税務調査の状況  
（東京税理士会のアンケート結果） ..... 209
- 5. 税務署側から見た税務調査の状況  
（国税庁報道発表資料） ..... 218
- 6. 税務調査の結果をめぐる争い ..... 258

# 第1部

## 税務調査の実例30



## 1 法人税・消費税調査の実例8

### 事例1 p.4

遊興資金欲しさに、親族までもを欺いて経費をねつ造して、裏金作り

- ◇ 不正に捻出した資金を代表者と経理担当とで折半し完璧のはずだったが、会計数値などは「これが架空経費です」と語るなどして、実はバテていた

### 事例2 p.10

従業員の同意を得ないまま個人事業者に仕立て上げ、給与を外注費に仮装

- ◇ 独立開業の意思の薄い従業員に対し、「独立ですよ」と言い聞かせても、代表者の勝手な都合だから、真実は隠し切れずに直ぐ明らかになった

### 事例3 p.16

多重債務者の“負い目”に付け込み、しらばっくれて「貸倒れになった」と損失処理

- ◇ 回収金のうち損失処理した分のツジツマ合わせのため、代表者からの借入金に仮装して入金処理したけれど、貸付先に行かれてウソがばれた

### 事例4 p.22

納品書のない仕入の納品書偽造のため、不正用の法人の設立と解散を繰り返す

- ◇ 納品書を偽造するための法人を2年ごとに差し替えながら、仲間ぐるみになって利用し続けたけれど、異常だから脱税意図が透けて見えた

### 事例5 p.28

売上管理表で、1店舗の売上全部除外を、他の店舗の売上一部除外を管理

- ◇ 売上除外や架空経費計上でごまかした現金を、ATMから日々コマ目に入金しているその普通預金を把握され、売上除外の内容を解読された

### 事例6 p.34

売上除外金額を算定できなくする狙いで、使用済みレジロールを全て破棄

- ◇ 除外した溜まりは、親族家族名義の有価証券や現金のままで保管していたものの、真実の所得額を追及されても、自分でも分からなかった

### 事例7 p.40

税務署に目をつけられたくないで、経理とは無関係に“黒字法人”を装う

- ◇ 法人税は少し黒字、消費税は免税と見せかけ続けたが、不足書類の提出要請に毎回応じないので調査になり、不正の手口や理由を暴かれた

### 事例8 p.46

自由に使える金欲しさに園児の数をごまかし、その分の収入を着服

- ◇ 真実の園児数が洗い出され、証言なども収集され、それを基に追及され、簿外園児の存在とその現金収入着服の手口などの全容を白状した

## 事例 1

## 遊興資金欲しさに、親族までも欺いて経費をねつ造して、裏金作り

- ◇ 不正に捻出した資金を代表者と経理担当とで折半し完璧のはずだったが、会計数値などは「これが架空経費です」と語るなどして、実はバれていた

法人税調査①  
(名古屋国税局)

非協力的な納税者に対して効果的な連携調査を実施し、多額な架空人件費を把握した事例

調査法人は、教育施設を営んでいる法人であり、売上を順調に伸ばしているにもかかわらず、所得は每期低調であり、親族の申告状況から親族名義を利用した架空人件費等の計上が想定された。

過去の調査事績から、代表者は極めて非協力であると同時に親族と通謀することが想定されたため、個人課税部門と連携し、個人で他の事業を営んでいながら、調査法人からも給与が支給されている親族との同時着手を行った。

調査着手時、代表者に対し調査協力を求めるも、代表者は無予告調査に激しく抵抗したが、粘り強く説得を重ねた結果、調査の承諾を得ることができた。

自宅及び事務所内の徹底した現物確認調査を実施したところ、経理担当取締役の財布の中から親族名義のキャッシュカードを複数枚把握するとともに、同時着手した親族の供述から当該親族は調査法人に勤務していない事実を把握した。

また、講師の採用試験時に支給されることになっている交通費については、支払明細の保存がなく支払に不審が持たれたため、退職した講師に反面調査を実施したところ、交通費は一切支給されていない事実を把握した。

これらの事実を基に、曖昧な説明に終始する代表者を厳しく追及した結果、架空人件費及び架空交通費を計上していること並びにこれら不正計算で捻出した資金は、代表者及び経理担当取締役で折半し、個人的な遊興費に費消している事実を認めた。

## 解説

Point1	調査法人は非協力的な「不正常習法人」として、役員や親族を含めて入念に管理されていた。
Point2	調査の狙いは、調査選定の段階で親族名義を利用した「架空人件費」等に絞り込まれていた。
Point3	親族と通謀の恐れがあるため、代表者及び親族に対し、無予告同時調査をすべきであると判断された。

**I** 調査法人は「過去の調査事績から、代表者は極めて非協力である」など、いわば不正常習法人である。そもそも法人の意思は代表者の意思にほかならない。つまり、代表者そのものが非協力的な不正常習者と認められていたからこそ、調査法人は、法人の申告や情報等のほかに、役員や親族の各申告内容や情報も含めて一まとめにしたところで、一つひとつの情報が入念に常々管理（チェック）されていたのであろう。

ところで、税務署の法人調査担当部門は、限られた調査事務量（年間事務日数のうち調査に充てられる日数に限りがある）の下で、効果的・効率的な調査事務運営を図るために、管理対象の法人をその実態に応じて幾つかの視座から区分（ランク付け）して管理している。また、この区分と管理を通じて、適正な申告と納税をする法人が増加し、あわせて、法人全体の申告所得の水準が向上することを目指している。

その区分（ランク）の仕方の一つに、全法人を3つのグループ（G）に分ける方法が採られている。それは、(I) 過去の申告事績や調査